

TOPICS

令和 年度「商品中古自動車証明」の業務取扱い

東京都管内の自動車登録番号に関する商品中古自動車の減免は、「日本自動車査定協会 東京都支所」に商品中古自動車証明の申請を行います。

その後、査定協会が発行する「商品中古自動車証明書」を添付し、「東京都都税総合事務センター 自動車税課 調査班」宛てに、自動車税（種別割）減免申請書を提出します。

★詳細は、ウェブサイト <http://www.jaai.com/> に掲載しています。

インフォメーション：商品中古自動車証明の業務取扱いについて

1. 申請できる商品中古自動車

- (1) 令和 年 4 月 1 日現在、販売店が商品車として所有し、かつ展示し、自動車検査証の所有者名、使用者名が同一の中古自動車が対象となります。（所有権留保車は対象外です）
- (2) 商品中古自動車で、修理中のもの、車両置場、オークション会場などにあるものも含まれます。

2. 申請できない商品中古自動車

- (1) 新規登録車（新車・中古車共に） (2) 社用車、代車用車両 (3) 軽自動車
- (4) 貸渡自動車（レンタカー・リース車） (5) 他県登録車

3. 査定協会への「商品中古自動車証明申請」の手続き

●申請書は、ウェブサイト <http://www.jaai.com/> から「申請書作成システム（WEB版）」にて、申請書を作成できます。

- (1) 商品中古自動車証明申請書＜様式-1-(1)＞および商品中古自動車証明書＜様式-1-(2)＞
- (2) 「自動車検査証」の写し ----- 汚損などにより確認できない場合は「現在登録証明書」
- (3) 「古物商許可証」の写し ----- 車検証の所有者名義と同一名義のもの
- (4) 証明手数料 ----- **申請 1 台につき 5 5 0 円（含む消費税）**
- (5) 査定協会への申請期間 ----- **令和 年 4 月 1 日（金）～4 月 2 8 日（木）**

★郵送申請は、令和 年 4 月 2 8 日（木）までの郵便局の消印のあるものに限ります。

4. 現地調査について

- (1) 現車確認
申請のあった展示車両を調査します。
- (2) 帳簿確認
展示場にはないものは、商品車の確認ができる帳簿等の提示をお願いします。
① 古物台帳（写しでも可） ② 仕入台帳（写しでも可） ③ 在庫表等

5. 「商品中古自動車証明書」の交付

◆ 交付期間 ： 令和 年 5 月 1 7 日（火）～ 5 月 1 8 日（水）

6. 商品中古自動車証明書交付後

自動車税（種別割）減免申請書・商品中古自動車証明書（都税総合事務センター提出用）・古物商許可証の写し・該当車両の自動車税（種別割）納税通知書の写しを 5 月 3 1 日（火）までに東京都都税総合事務センター 自動車税課調査班に提出すること。

東京都都税総合事務センター 自動車税課 調査班

（問合せ先電話番号 0 3 - 5 9 4 6 - 6 7 8 3）